

別紙 1_事務の概要（個人住民税）

1月1日に区内に住所のある者、または区内に住所はないが事務所・事業所等がある者について、前年中の所得に応じて所得割、均等割を算定し、賦課決定を行い、納税者（住民または事業者等）に税額を通知し、徴収する。

- ① 1月1日に区内に住所を有する者を課税対象者として、課税対象者情報を準備する。
1月1日に区内に住所を有しない者のうち、区内に事業所等がある者について、課税対象者情報を準備する。
区内に住民票はないが、居住実態のある者について、課税対象者情報を準備する。
(地方税法第294条、第295条、第318条)
- ② 給与（年金）支払者より、給与（公的年金等）支払報告書を、紙またはデータにより受領する。
- ③ 納税者より提出された確定申告書を、税務署・国税庁・地方税ポータルセンタ経由でデータ受領する。
- ④ 納税者より、特別区民税・都民税申告書を受領する。
- ④-1 ふるさと納税申告特例通知書を他自治体から受領する。
- ⑤ 上記②～④-1のうち紙により受領した資料等について、委託先に提供しデータ化する。
- ⑥ 委託先より、提供した資料の返却を受け、データ化した情報を受領する。

個人住民税額の算定を行う。

- ⑦ 通知書データを委託先に提供し、通知書の印字・封入・封緘作業を行う。
- ⑧ 委託先より提供したデータの返却を受け、通知書を受領する。
- ⑨ 給与および年金の特別徴収対象者へは、特別徴収義務者あてに特別徴収税額通知書を送付する。
- ⑩ 普通徴収対象者および年金の特別徴収対象者へは、納税通知書（税額決定通知書）を送付する。
- ⑪ 区民情報系基盤システムを介して、大田区内他部署および情報提供ネットワークへ情報の提供を行う。
- ⑫ 他市区町村在住の配偶者・被扶養者について、他市区町村に所得状況および扶養実態を照会し、扶養の要件を満たしているかの確認を情報提供ネットワークを利用して行う。
- ⑬ 納税者から減免申請書を受領する。
(地方税法第323条、大田区特別区税条例第36条、大田区特別区税条例施行規則第31条)
- ⑭ 生活保護・障害者等情報を、必要に応じて連携基盤もしくは情報提供ネットワーク等を利用して調査する。

別紙 1_事務の概要（個人住民税）

- ⑮ 減免の該当となる場合、減免決定通知書を送付する。
- ⑯ 納税通知書に基づき収納する。
- ⑰ 特別徴収税額通知書に基づき徴収する。
- ⑱ 過誤納金に係る還付・充当通知書を送付する。
- ⑲ 法定納期限後、納付確認のできない者へ督促状を送付する。督促状発付後も未納の者へ催告書を送付する。
- ⑳ 納付状況により財産状況を調査し、差押、交付要求、公売、猶予、執行停止の処分を行う。

（随時）

- ・ 国税庁（税務署）に対して、扶養是正情報等を提供する。
- ・ 住民または給与等支払者（事業者等）に対し、課税状況や扶養状況の調査や照会を行い、回答を受領する。
- ・ 納税者からの申請に基づき、税証明書等を交付する。
- ・ 区内に住民登録はないが居住実態のある者について課税した場合は、住民登録のある他市区町村にみなし課税通知を送付する。（地方税法第 294 条第 3 項）
- ・ 受領した情報のうち、1 月 1 日現在の居住地が他の市区町村であった場合、当該市区町村へ資料を回送する。
- ・ 住民が納税管理人を定める場合、納税管理人（申告・申請）書から送付先情報等を取得する。